

●住宅の耐震補強補助金について

Q.

1981年から2000年に新耐震基準で築造された木造建築の8割が耐震性が不十分であると今回の新聞に載っていましたが、新発田市はどのようにお考えでしょうか。以前に建築課に相談したところ、1981年以降に建てられた建築物に対しては補助金はないと言われました。市役所自体は新しくなって地震対策は十分でしょうが、新聞記事によると一般市民の住宅の耐震性は十分でないと思われます。1981年以降の建物の診断費の補助金を出している自治体は92市町村、改修費の補助金を出しているのは87市町村しかないそうです。国交省も1981年以降の建物でも自治体の判断で補助対象にできるような対応を促しているのので早期の補助をお願いします。以前に下水道工事の際に壁にひびが入ったのがもしかして耐震強度不足が原因ではなかったのかとも思いたくもなりません。熊本地震のように来ないであろうと思っていたところに震度7の地震が起きたように新発田もいつ震度7の地震が起きるかわかりません。補助金制度ができましたら即座に申請したいと考えております。早期の補助金制度の確立をお願いします。

(平成29年5月受付)

A.

はじめに、建築基準法における耐震基準は、それぞれの時代に発生した地震による建築物の被害について、技術的知見を踏まえて定められており、現行の建築基準法令における耐震基準（以下「新耐震基準」という。）は1981年6月に導入されています。この耐震基準は、建築物が保有すべき最低限の基準として、中規模地震（震度5強程度）に対して殆ど損傷を生じず、大規模地震（震度6強から震度7程度）に対して人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

また、1995年の阪神・淡路大震災においては、死者数のうち約9割が建築物に起因するものであり、1981年以前に建築された新耐震基準に適合しない耐震性が不十分な建築物に多くの被害が見られました。このような背景から、地震による被害軽減のため、新耐震基準の施行前に建てられた住宅・建築物の耐震化は、全国的に解決が急がれる重要課題となっています。

これらのことから当市におきましても、まずは全国的に重要課題となっている新耐震基準よりも必要となる壁量が半分程度と少なく、耐震性が低い年代である1981年5月以前（旧耐震基準）の木造住宅（耐震性が劣る住宅：約6,200棟）の耐震化を促進させる取り組みを実施しており、「新発田市耐震改修促進計画」において、平成32年までに耐震化率（新耐震基準を満たす住宅戸数÷住宅総数）を85%以上とすることを目標に進めております。

このため1981年5月以前（旧耐震基準）の木造住宅耐震関係の平成29年度予算は、約1,400万円を措置し、診断から改修までの支援と啓発活動を推進しております。

したがって現在、実施しております事業は限りある財源の中で安心・安全のために最も有益な事業と考えておりますことから、2000年に改正された耐震基準への補助

制度創設は、現段階では考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(平成 29 年 5 月 22 日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。